

公 告

建設工事等一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までにおいて、長門川水道企業団の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料の買入れ、測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の製造、買入れ、業務委託等（以下「建設工事等」という。）に関する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格に係る審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和5年10月 1日

長門川水道企業団
企業長 橋本 浩

第1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、資格審査を受け、競争入札参加資格者登録簿（以下「資格者登録簿」という。）に登録された者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させないこととされている者
- (3) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者、当該許可は受けているが同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者又は当該許可及び当該経営事項審査は受けているが同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (5) 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条、第3条の2及び第3条の3の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理に限る。）にあっては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (6) 不動産鑑定業にあっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- (7) その他法令等による許可等が必要な業務及び物品調達等にあっては、当該許可等を

有していない者

(8) 諸税を完納していない者

第2 審査基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請の日とする。

第3 資格審査の申請及び添付書類

資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）に、資格審査に係る次の表の申請業種区分欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、申請しなければならない。

添付書類	申請業種区分	建設工事	測量・建設コンサルタント業等	物品納入業等	業務委託
登記事項証明書又は身分証明書の写し		○	○	○	○
印鑑証明書（原本）		○	○	○	○
使用印鑑届兼委任状（原本2部）		○	○	○	○
承諾書		○	○	○	○
関連業者届出書		○	○	○	○
納税証明書の写し		○	○	○	○
営業所一覧表		○	○	○	○
財務諸表の写し			○	○	○
I S Oの要求事項の適合に係る登録証（以下「I S O登録証」という。）の写し		○	○	○	○
障害者雇用状況報告書の写し		○	○	○	○
許可（登録）証明書		○	○	○	○
経営事項記入カード		○	○	○	○
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し		○			
工事経歴書		○			
技術職員名簿の写し		○			
建設業労働災害防止協会加入証明書の写し		○			
建設業退職金共済組合加入証明書の写し		○			
測量等実績調書			○		
実績調書				○	○
経営規模等総括表			○		

技術者経歴書		○		○
代理店(特約店)証明書の写し	○		○	
取扱メーカー一覧表			○	
適格請求書発行事業者の登録通知書	○	○	○	○

備考

- 1 「登記事項証明書」は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に添付するものとし、それ以外の個人にあつては、「身分証明書」を添付するものとする。
- 2 「印鑑証明書」は、法人にあつては法務局が発行する印鑑の証明書、個人にあつては本人の住所地の市区町村長が発行する印鑑登録証明書とする。
- 3 「使用印鑑届兼委任状」は、登録していない印鑑（法人にあつては、登録していない印鑑）を企業団との契約等において専ら使用する場合及び代理人に期間を定め入札等の権限を委任する場合に添付するものとする。
- 4 「納税証明書の写し」は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の営業年度における法人税又は所得税の納付済証明書の写し並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写しとし、栄町、印西市に本社、営業所等を有する者にあつては、これらに併せ、法人市町民税又は個人市町民税の納税証明書の写しを添付するものとする。
- 5 「財務諸表の写し」は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年（物品納入業等及び委託業にあつては、1か年）の営業年度のものであつて、法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（会社法（平成17年法律第86号）の施行前にあつては、利益処分計算書）とし、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書とする。
- 6 「ISO登録証の写し」は、ISO9000S又はISO14001の認証を取得している場合に当該認証に係る登録証の写しを添付するものとする。
- 7 「障害者雇用状況報告書の写し」は、障害者法定雇用率を達成している者のみ添付するものとする。
- 8 「登録証明書の写し」は、測量法又は建築士法に基づく登録を受けている者及び建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録を受けている者が添付するものとする。ただし、当該登録を受けていることが証明できる他の書類をもってこれに代えることができる。
- 9 「経営規模等評価結果通知書の写し」は、審査基準日の直前に受けた経営規模等評価（建設業法第27条の26第1項に規定する経営規模等評価をいう。以下同じ。）の結果に係る通知書の写しとする。ただし、当該経営規模等評価の結果の通知がされていない場合は、当該経営規模等評価に係る申請書（当該申請書の別紙を含む。）の申請者控で都道府県の受理印のあるものの写し及び建設業法第27条の24第1項に規定する経営状況分析の結果に係る通知書の写しをもってこれに代えることができる。この場合においては、経営規模等評価の結果に係る通知書の交付

を受けた後、速やかにこれを提出しなければならない。

- 10 「工事経歴書」は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の営業年度のものとし、経営規模等評価に係る申請書に添付した工事経歴書を含むものとする。
- 11 「技術職員名簿の写し」は、経営規模等評価に係る申請書の提出に当たり添付し、又は提示した技術職員名簿の写しとする。
- 12 「建設業労働災害防止協会加入証明書の写し」及び「建設業退職金共済組合加入証明書の写し」は、それらに加入している場合に添付するものとする。ただし、それらに加入していることが確認できる他の書類の写しをもってこれらに代えることができる。
- 13 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者がこれらの告示に基づく現況報告書の写しを添付して申請する場合は、「測量等実績調書」及び「技術者経歴書」の添付を省略することができる。
- 14 「代理店(特約店)証明書の写し」は、代理店契約又は特約店契約のある者のみ証明書を添付するものとする。
- 15 「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に登録している場合のみ添付するものとする。
- 16 この表に掲げる証明書又は証明書の写しは、審査基準日前3か月以内に発行されたもの又はその写しとする。

第4 資格審査の申請の時期等

- 1 資格審査申請書の提出方式、受付期間及び提出先は、次のとおりとする。ただし、随時申請については、令和6年度以降別に定める。
 - (1) 提出方式 郵送によるものとし、提出する際には、返信されるべき宛名を記載し、かつ、返信に要する額の郵便切手を貼り付けた返信用封筒を同封しなければならない。
 - (2) 受付期間
令和6年2月13日から令和6年2月27日到着分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
 - (3) 提出先
郵便番号 270-1515
印旛郡栄町安食台一丁目2番
長門川水道企業団 水道課 業務係
- 2 企業長が建設工事等の施工上特に必要があると認めた者は、1の定めにかかわらず、資格審査の申請をすることができる。

第5 資格審査の方法及び等級区分

- 1 資格審査は、提出された資格審査申請書及びその添付書類に基づき、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。
 - (1) 金銭的信用
 - (2) 契約履行に関する誠実性

2 建設工事の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査については、1に定めるもののほか、施工能力について次に掲げる項目ごとに行うものとする。この場合において、(1)の客観的事項については、建設業法第27条の23第3項に規定する経営事項審査の結果に基づき行うものとする。

(1) 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目）

(2) 主観的事項

ア 工事成績

イ ISOの認証取得状況

ウ 障害者の雇用状況

3 企業長は、1及び2の定めにより審査した結果に基づき、次に掲げる建設工事等の種類ごとに、原則としてそれぞれに定める表の発注金額の欄に掲げる発注金額の区分に応じ、それぞれ同表の等級の欄に掲げる等級に区分するものとする。

(1) 土木一式工事

発注金額	等級
3千万円以上	A
1千5百万円以上 3千万円未満	B
1千5百万円未満	C

(2) 設備・その他工事

発注金額	等級
2千5百万円以上	A
5百万円以上 2千5百万円未満	B
5百万円未満	C

(3) 業務委託及びその他

発注金額	等級
1千万円以上	A
3百万円以上 1千万円未満	B
3百万円未満	C

第6 資格者登録簿への登録等

企業長は、第5に定める資格審査の結果、入札参加資格があると認めるときは、当該結果に基づき資格者登録簿に登録するものとし、その有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 資格者登録簿は、前項に定める有効期間の間、次の事項について企業団事務所において公表するものとする。

(1) 資格者登録簿に登録された者（以下「入札参加資格者」という。）の商号又は名称、所在地又は住所、代表者氏名及び電話番号等

(2) 登録業種及び等級

第7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、入札参加資格があると認められない者に対してはその旨

を通知するものとし、入札参加資格があると認める者に対してはその者が登録された資格者登録簿を閲覧に供し公表することにより入札参加資格があると認める旨の通知に代えるものとする。

第8 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和4

1年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

1 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第3に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 役員名簿

(2) 組合員名簿

(3) 適格組合にあっては、これを証する書類

2 建設業者に係る適格組合（協業組合を除く。）が組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第3に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第9 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体及び中小事業者が継続的な協業関係の確保を目的として結成する協同企業体に係る資格審査及びその申請方法等については、別に企業長が定めるところによる。

第10 変更等の届出

資格審査の申請をした者は、入札参加資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表の左欄に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第1号様式）に営業の廃止若しくは休止の事実を証する書類又はそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

1 許可番号	許可証明書若しくは許可通知書又はそれらの写し
2 登録の状況	登録証明書又はその写し
3 商号又は名称	登記事項証明書若しくは身分証明書又はそれらの写し及び資格審査の申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては使用印鑑届兼委任状（原本2部）
4 主たる営業所の名称又は所在地	登記事項であれば登記事項証明書又はその写し及び資格審査の申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出し

	ている者にあつては使用印鑑届兼委任状（原本2部）
5 指名通知の送達先である事務所の名称若しくは所在地、電話番号（本社及び営業所等）又は郵便番号又は所在地	同上
6 法人の代表者	登記事項証明書又はその写し、印鑑証明書（原本）及び資格審査の申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては使用印鑑届兼委任状（原本2部）
7 登録してある印鑑（法人にあつては、登記印鑑）	印鑑証明書及び資格審査の申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては使用印鑑届兼委任状（原本2部）
8 代理人	使用印鑑届兼委任状（原本2部）
9 使用印鑑	使用印鑑届兼委任状（原本2部）

備考 競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届の提出は、郵送によるものとする。
この場合においては、返信されるべき宛名を記載し、かつ、返信に要する額の郵便切手を貼り付けた返信用封筒を同封しなければならない。

第11 入札参加資格の承継

- 1 入札参加資格者からその営業に係る一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡によりその営業に係る一切を相続した者であつて、競争入札に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、競争入札参加資格承継審査申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、申請しなければならない。
 - (1) 当該営業に係る一切を承継したことを証する書類
 - (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書の写し
- 2 1に定める申請があつたときは、当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者登録簿に登録するものとする。なお、審査の結果については、第6の第2項の定めによる公表をもって通知に代えることができる。

第12 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。
 - (1) 第1の各号のいずれかに該当することとなつたとき。
 - (2) 資格審査申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(3) 入札参加資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。

(4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

2 第 10 の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、その者の入札参加資格を取り消すことができるものとする。

3 1 及び 2 の定めにより入札参加資格を取り消したときは、企業長は、その旨を入札参加資格者に通知するとともに、当該入札参加資格者を資格者登録簿から抹消するものとする。なお、取消しの結果については、第 6 の第 2 項の定めによる公表をもって通知に代えることができる。

第 13 入札参加資格の停止

1 企業長は、入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる期間、その者の入札参加資格を停止するものとする。

(1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から 6 か月が経過する日までの期間

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法の規定による裁判所の更生手続開始の決定が行われる日までの期間

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日までの期間

2 1 の定めにより入札参加資格を停止したときは、企業長は、その旨を入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

3 1 に定めるもののほか、企業長は、別に定める基準により指名停止の措置を講じることがある。この場合においては、当該基準に定めるところにより入札参加資格者にその旨等を通知するものとする。

第 14 競争入札参加資格審査申請書等の様式

資格審査申請書及びその添付書類の様式については、別に定める入札参加資格審査申請要領で定める。

第 15 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者又は入札参加資格者に関する情報については、長門川水道企業団暴力団排除条例（平成 28 年長門川水道企業団条例第 5 号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を企業団の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者又は入札参加資格者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第 16 この公告に関する問合せ先

長門川水道企業団 水道課 業務係 電話 0 4 7 6 (3 3) 7 7 1 8

ホームページアドレス <http://www.nagatogawa.jp/>